

令和5年度 横須賀市営公園墓地 【普通墓地】 使用者募集のご案内

横須賀市営公園墓地において、横須賀市民を対象に普通墓地の使用者募集を行います。
(芝生墓地・合葬墓・期限後合祀型合葬墓の募集はありません。)

1. 普通墓地の概要

	・自己負担で墓石を建立する墓所です。	使用期限	永年
	・使用者による遺骨等の永代管理が必要です。	承継要否	代々承継が必要です。
	・建立できる墓石の形状には基準があります。	使用料 (初年度許可時1回限り)	865,000円
	<u>返還された使用済み区画です。</u>	管理料 (毎年)	7,700円/年

2. 募集内容

普通墓地 150区画	・使用者から返還され、現在空き墓地となっている区画です。 ・使用区画の選択はできません。 ・墓石建立のご予約は使用開始日以降に受付が可能となります。
使用開始日 令和6年4月1日(月)	

※今回の募集に伴う補欠者は設けません。

3. 申込受付

受付期間 令和5年10月2日(月)～11月30日(木) 必着

申し込みは、郵送又は電子申請(e-kanagawa)で受け付けます。

郵送の場合 添付の往復はがきに必要事項をご記入頂き、往信・返信ともに63円切手(2か所)を貼って、発送してください。
※返信はがきに切手がない場合は受け付けできません。

電子申請 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142018-u/offer/offerList_detail?tempSeq=58029
(右のQRコードを読み込みください。)

市役所・公園墓地事務所で受け付けは行いません。



4. 受付期間終了後の日程

- ① 受付はがきの返信 令和5年12月20日(水)まで(一括送付・電子申請も含む。)
- ② 抽選 令和6年1月17日(水)
場所：横須賀市役所本庁舎3階 301会議室 時間：10時～
抽選結果は、ホームページに同日公開します。
- ③ 抽選結果の返信 令和6年1月24日(水)まで
- ④ 資格審査 令和6年1月～2月 提出書類は抽選結果送付時にお知らせします。
- ⑤ 使用料の納付受付 令和6年2月頃 使用料は一括納付です。分割納付はできません。
- ⑥ 使用開始 令和6年4月1日(月)

5. 資格要件等

(1) 申し込みができる人(資格要件)

- ① 6か月以上横須賀市に在住の方(令和5年4月1日以前に本市に住民登録をされている方)で、それ以後、引き続き本市に住民登録されていること。 ※使用許可日前に市外に転出された方は失格
- ② 横須賀市営公園墓地または横須賀市営馬門山墓地の使用権を有していないこと。(重複使用不可)

<次ページに続く>

(2) 申し込みの注意事項

- ① 申し込みは1世帯1名1申し込みに限ります。【世帯主以外でも申込可】
※同一世帯で2名以上が申し込んだ場合は、世帯全員の申し込みが無効となります。
- ② 次の場合は申し込みの全てが無効となります。
 - ア 申込資格がないとき
 - イ 重複申し込みをしたとき
 - ウ 同一世帯で2名以上が申し込みをしたとき
 - エ 転貸を目的として申し込みをしたとき
 - オ 虚偽の申し込みをしたとき※申込内容に不備がある場合は、無効となりますのでご注意ください。
※受付中、抽選後に申込者の変更はできません。

- (3) 申込者が募集数を超えた場合は、市であらかじめ指定した区画に対し、抽選により当選者を決定します。なお、募集数を下回った場合は全員「当選」とし、使用区画の抽選を行います。
当選し、資格審査に合格された方は、納付期限までに使用料を納めていただく必要があります。
また、令和6年4月1日の使用開始後は毎年4月末日までに年間管理料をお納めいただくこととなります。

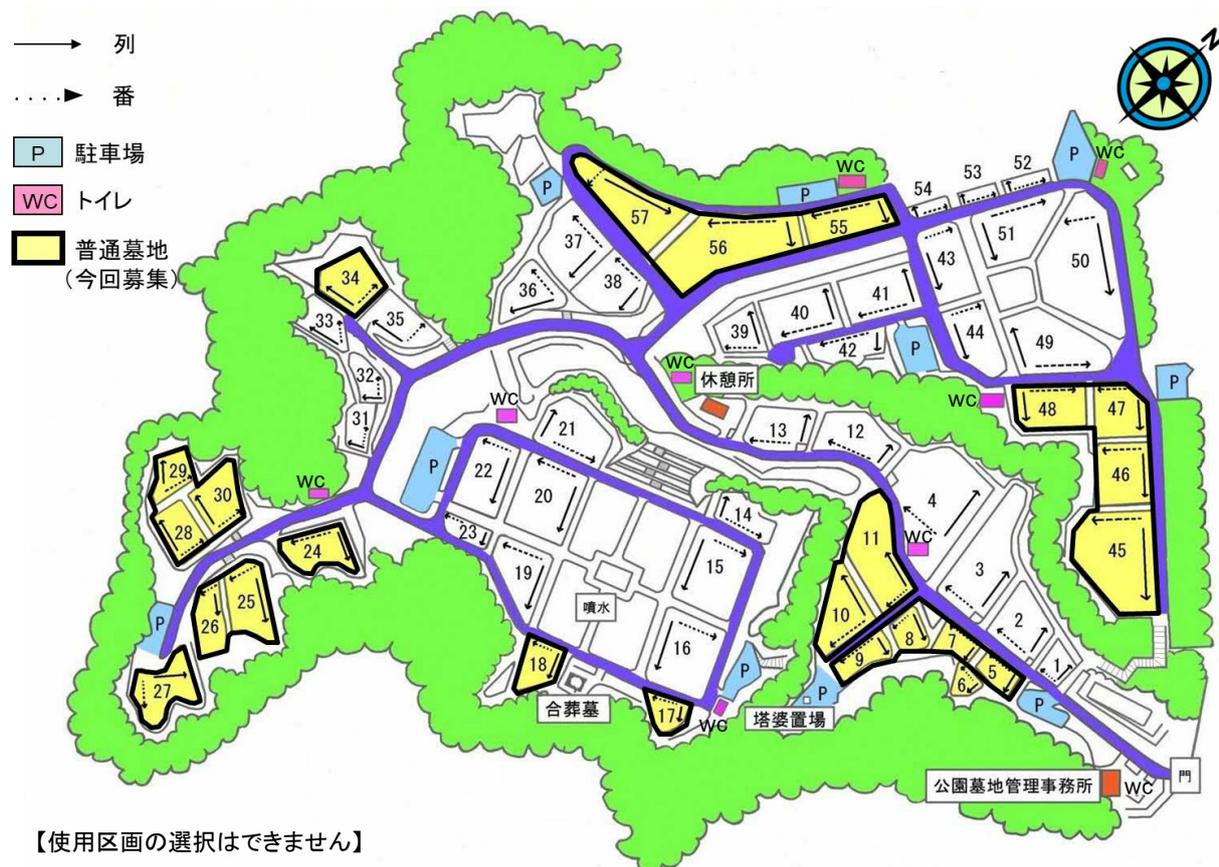
6. 令和4年度募集で補欠者（芝生墓地・合葬墓）となっている方の申し込み

- 令和4年度募集で補欠者となっている方が今回申し込みを行った場合は以下の取り扱いとなります。
(令和5年度の空き区画使用案内済みの方は除く。令和5年度の案内は終了しました。)
- ・今回の募集により使用者となった場合は、令和4年度募集の補欠資格は消滅します。
 - ・今回の募集により使用許可に至らなかった場合は、令和4年度募集の補欠資格は継続となります。

7. 所在地

横須賀市大矢部6丁目1033番地

8. 墓地図面



9. 墓地使用上の注意事項

1 共通事項

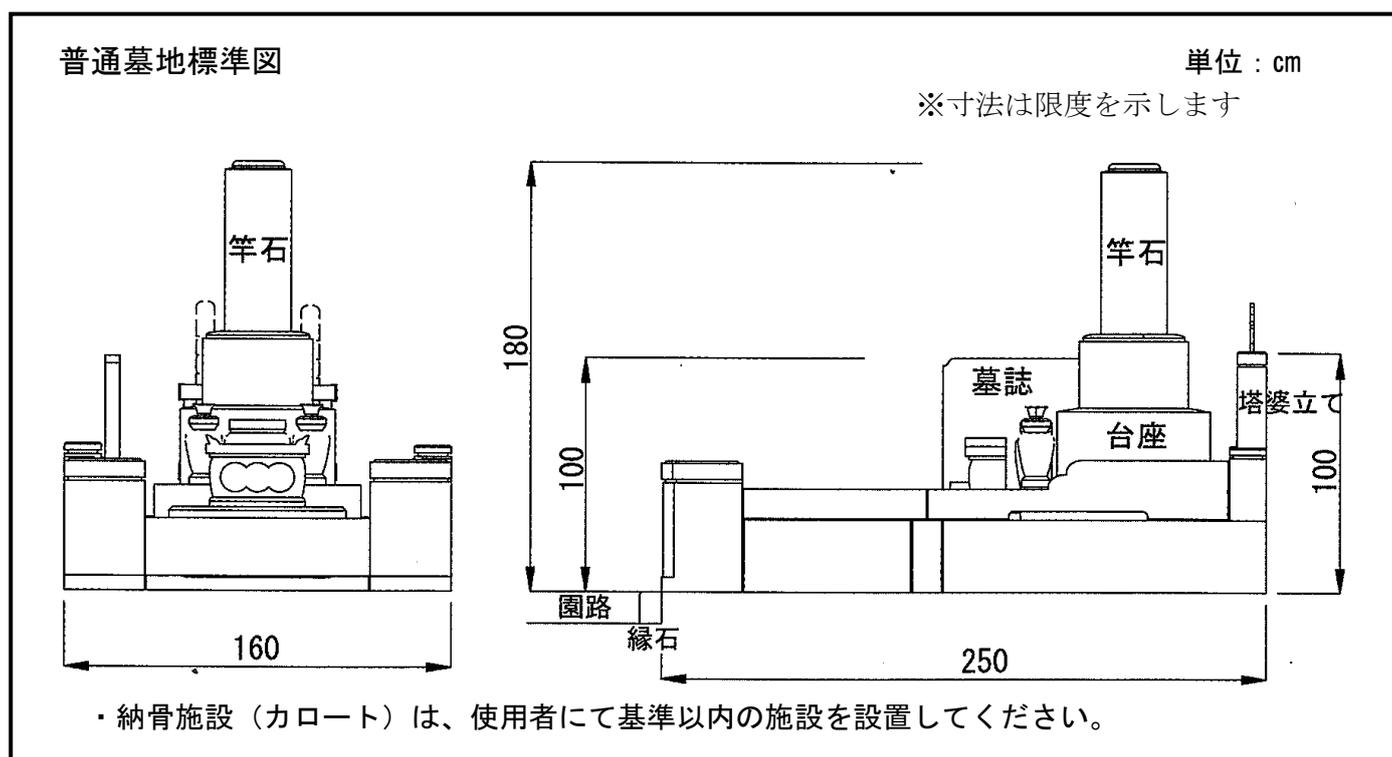
- (1) 使用許可後の諸手続き取り扱い、公園墓地事務所で全て行います。
- (2) 納骨、墓石の建立検査等は職員が立ち会いますので、予定日が決まりましたら事務所までご予約のご連絡を行ってください。
- (3) 公園墓地事務所の休務日（年末・年始）には、納骨・建立・工事等は一切できません。
- (4) ペット等人間以外の遺骨の埋蔵はできません。
- (5) 使用者は、公園墓地使用許可書記載の住所、氏名等に変更が生じたとき、または公園墓地使用許可書をき損、亡失したときは、速やかに届け出ていただきます。（許可書書替再交付等手数料 600 円が必要となります。）
- (6) ご使用墓所内の諸設備の盗難、紛失、破損等について、市でも十分に注意いたしますが、万一事故が発生しても管理上の責任は負いかねます。
- (7) 墓地内では、次に該当する行為はできません。ただし、イからエまでについて市長の承認を得たときは、その範囲内において行うことができます。
 - ア 墓地の施設を損傷し、または汚損すること。
 - イ 樹木を伐採し、または植物を採取すること。
 - ウ 土質の形質を変更すること。
 - エ はり紙もしくは立札を立て、または広告及びこれらに類するものを表示すること。
- (8) その他市長は墓所の使用について、必要な条件または制限をつけることがあります。
- (9) 墓地内施設を破損及び汚損させた場合は、自費にて修繕していただく場合がございます。
- (10) 墓所を使用する権利を、相続などの理由で承継する場合を除いて、譲渡、又は転貸することは一切できません。
- (11) 使用者が死亡その他の理由で、墓地使用权の承継の理由が生じて 10 年を経過しても届出がないときは、墓所の使用权は消滅します。
- (12) 墓所の使用者がいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すこととなりますのでご注意ください。
 - ア 墓所をお墓以外の目的に使用したとき。
 - イ 墓所を適正な維持管理を行わないで 3 年を経過したとき。
 - ウ 法令または公園墓地条例、公園墓地条例施行規則に違反したとき。
- (13) 既納の使用料及び管理料は一切お返ししません。但し、使用許可を受けてから 10 年未満に墓所を返還する場合は、既納の使用料（永代）の 5 割をお返しいたします。
- (14) 管理料は、今後改定する場合があります。

2 普通墓地

- (1) 墓碑等は使用者の負担で施工していただきます。（使用許可後の建立期限はありません。）
- (2) 墓所設備基準を定めてありますので、必ず守ってください。
- (3) 墓碑は 1 墓所に 1 基です。
- (4) 普通墓地にカロートはありません。使用者の負担で基準以内のものを設置してください。
- (5) 墓所内・墓所施設は、使用者が掃除・除草などの維持管理をしていただくこととなります。
- (6) 墓所が不要となり墓石を撤去する場合は、使用前の状況に戻していただきます。
- (7) 墓石の設置及び撤去により、墓地内施設を破損及び汚損させた場合は、自費にて修繕していただきます。

10. 墓所設備基準

区分\種別	普通墓地
墓所に設置できる設備	墓碑、納骨施設（カロート）、墓誌、香炉、水鉢及び塔婆立て [各 1 基] 花立て及び灯ろう類 [各 1 対] 盛土・囲障及び植栽
墓碑の高さ	縁石下方部の天端より 180 センチメートル以内とする。
納骨施設（カロート）の規模	盛土面より地下に設置することとし、規格は縦 80 センチメートル横 70 センチメートル深さ 70 センチメートル以内とする。
墓誌・塔婆立て・ 灯ろうの高さ	縁石下方部の天端より 100 センチメートル以内とする。
香炉・水鉢・花立て	
盛土の高さ	縁石下方部の天端より 30 センチメートル以内とし、土留は石材又はコンクリートその他これに類する材料を用い、崩壊しないように施工すること。
囲障の規模	盛土面より 30 センチメートル以内とする。
植栽の規模	盛土面より 120 センチメートル以内とする。



— ご注意ください —

横須賀市営公園墓地の募集に際し、横須賀市より勧誘等のご連絡をすることはありません。
また、代理業者等の介入は認めておりません。応募の際はご注意ください。

お問い合わせ先 横須賀市 建設部公園建設課
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
TEL 046(822)9795